

# きりゅう暮らし応援事業

誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくりを目指し、移住・定住の促進や空き家・空き地の活用を目的とした4つの助成制度を実施します。

各助成の併用は可能ですが、加算補助項目が重複する場合は、いずれかの加算補助のみが適用されます。なお、助成を受けるには各種条件がありますので、事前にお問い合わせください。

**申し込み**＝4月20日（木）から、直接各担当課へ。  
**※空き家利活用助成・空き家除却助成は、5月9日（火）時点で、申し込みが募集件数を越えた場合は抽せんとなります。**

## 住宅取得応援助成

**募集件数**＝予算の範囲内  
**問い合わせ**＝建築住宅課住宅係（☎内線633）

<b>対象</b>	市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する人
<b>補助額</b>	基本補助額と加算補助額の合計のうち、住宅取得金額の10パーセントまたは200万円のいずれか低い額
<b>基本補助</b>	住宅取得金額の3パーセントで上限20万円 ※併用住宅は、居住部分のみ補助対象
<b>加算補助</b>	①夫婦加算（10万円）／②ひとり親加算（10万円）／③三世代同居加算（10万円）／④移住加算（40万円）／⑤若者Uターン移住加算（80万円）／⑥子ども加算（中学生以下の子ども1人につき20万円）／⑦誘導区域加算（10万円）／⑧市内業者加算（10万円）／⑨空き家・空き地バンク加算（20万円）／⑩通勤加算（20万円）

## 住宅リフォーム助成

※着工前の申請が必要です。  
**募集件数**＝200件程度（予算の範囲内、先着順）  
**問い合わせ**＝建築住宅課住宅係（☎内線633）

<b>対象</b>	市内に住宅を所有し居住している人が、市内業者を利用して行う工事費20万円以上のリフォーム工事（1住宅につき1回限り、かつ1申請者につき1回限り）
<b>補助額</b>	基本補助額と加算補助額の合計で上限30万円
<b>基本補助</b>	上限20万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント）
<b>加算補助</b>	工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯の各工事で、上限10万円（補助率は対象工事費の10パーセント※子育て世帯は対象工事費の20パーセント）

## 空き家利活用助成

※着工前の申請が必要です。  
**募集件数**＝全体で8件程度（予算の範囲内）  
**問い合わせ**＝空き家対策室空き家活用係（☎内線367）

### ▶ 空き家利活用

<b>対象</b>	1年以上居住していない住宅のリフォーム工事
<b>補助額</b>	基本補助と加算補助の合計のうち、対象工事費の50パーセントで上限70万円
<b>基本補助</b>	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の30パーセントで上限20万円
<b>加算補助</b>	①移住加算（40万円）／②子ども加算（中学生以下の子ども1人につき20万円）／③空き家・空き地バンク加算（20万円）／④性能向上加算（工事費20万円以上の省エネ・耐震改修・バリアフリー・防犯工事をする場合10万円）／⑤ファミリー加算（2人以上の世帯の場合15万円）

### ▶ 移住者限定空き家利活用

<b>対象</b>	市外から移住し、1年以上居住していない耐震性のある住宅のリフォーム工事
<b>補助額</b>	工事費20万円以上のリフォーム工事のうち、対象工事費の3分の2で上限100万円

## 空き家除却助成

※着工前の申請が必要です。  
**募集件数**＝各10件程度（予算の範囲内）  
**問い合わせ**＝空き家対策室空き家対策係（☎内線736）

### ▶ 跡地利用制限なしの除却

<b>対象</b>	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、10年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事
<b>補助額</b>	対象工事費の50パーセントで上限30万円

### ▶ 移住者限定跡地利用制限ありの除却

<b>対象</b>	市内に昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住その他の使用がない住宅の除却工事で、跡地に移住者が住宅を新築する場合
<b>補助額</b>	対象工事費の50パーセントで上限50万円

### ▶ 不良住宅などの除却

<b>対象</b>	1年以上居住その他の使用がなく、著しく損傷している空き家の除却工事※市の事前調査が必要
<b>補助額</b>	対象工事費の80パーセントで上限100万円

